

**本宮市自主的財政健全化計画
第1次改訂版**



福島県本宮市

平成20年12月

本宮市自主的財政健全化計画 第1次改訂版 目次

改定にあたって	1
1 財政健全化計画の改訂方針	2
(1) 計画改訂の趣旨	2
(2) 改訂の基本的な視点	2
(3) 計画期間	3
2 財政健全化計画の重点目標	4
(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興	4
(2) 借入金の適正額までの早期低減	5
(3) 「基本計画事業」等の計画的実施	6
3 財政健全化のための具体的な取り組み内容	9
(1) 歳入の部	9
① 税収の確保	9
② 遊休市有財産の処分	9
③ その他の収入の確保	9
(2) 歳出の部	10
① 人件費の抑制	10
② 物件費の削減	11
③ 事業の見直し	11
(3) 特別会計の財政健全化	11

4	改訂後計画実施による財政の推移	12
(1)	歳入の推移	13
(2)	歳出の推移	15
(3)	形式収支の推移	17
(4)	推計の試算条件	19
(5)	標準財政規模と財政力指数の推移	22
(6)	地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移	23
(7)	積立金（基金）残高の推移	25
(8)	公債費比率と実質公債費比率の推移	26
(9)	市民一人あたりの換算額の推移	28
(10)	財政健全化法における4指標の見通し	31
	【用語一覧】	32

改訂にあたって

自治体は、地方分権の流れの中であって、それぞれが「自己決定」による「自己責任」のもと住民福祉の向上のために一層の創意工夫が求められる時代となりました。

しかしながら、原油をはじめとする資源・食糧品価格の高騰、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安など、国際経済は大きな困難に直面しており、国内経済や地方公共団体への影響は、長期にわたり深刻なものとなる恐れがあります。そのため、各自治体は、その経営基盤である財政の安定と健全化に一層の努力が求められるところでもあります。

また、平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財健法）」が制定され、自治体の財政運営に厳しい規律が求められることとなりました。

本宮市は、平成19年1月1日新市として誕生して以来、どのような時代のうねりにもしっかりと立つ、足腰の強い自治体をめざしてまいりました。そのため、本年3月には、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、現在、着実かつ確実に遂行しております。

また、昨年度は、長年の大きな課題としていた工業等団地借入金の償還にも25年間にわたる長期償還のめどが付き、健全財政に向けて大きな一歩をしるしたところでもあります。

ところで、本年度は、市政執行上の最上位計画である「本宮市第1次総合計画」が策定されることに伴い、また、阿武隈川本築堤事業の開始、公立学校等施設耐震化事業の拡充など新たな財政需要に対応するため、計画見直しの必要性が生じてまいりました。

つきましては、より実効性の高い計画とするため、「本宮市自主的財政健全化計画」の基本的な方向性は堅持しながら、その内容の一部を改訂することとしました。この「本宮市自主的財政健全化計画第1次改訂版」では、これまでの取り組み、状況の変化等を踏まえた新たな財政収支の見通しを立てています。

自治体を取り巻く環境は、一層厳しさが増してゆくことが予想されますが、私は、この「本宮市自主的財政健全化計画第1次改訂版」のもと借入金を適正額まで早期に減らし、持続可能な自治体としてより一層住民福祉を向上し、笑顔あふれる楽しいまちづくりをめざしてゆきたいと考えております。

結びに、本宮市の将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」のために、市民、議会、行政が一体となって、本計画を一步一步着実に達成しながら、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成20年12月

本宮市長 佐藤 嘉重

1. 財政健全化計画の改訂方針

(1) 計画改訂の趣旨

本市においては、平成20年3月に「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、この財政健全化計画に基づき様々な施策を講じてきました。

財政健全化計画においては、「本宮市総合計画」の策定にあわせて全体的な見直しをすることとされており、また、3月の計画策定後、阿武隈川本築堤事業の開始、公立学校等施設耐震化事業の拡充など新たな行政需要が発生しており、それらの事業を含めた計画の見直しが必要となってきました。

そこで、合併後2年が経過し、本宮市としての初めての決算状況が明らかになったことや、社会経済状況の変化を勘案した中での、財政収支の見直しを行い、「本宮市自主的財政健全化計画 第1次改訂版」を策定しました。

(2) 改訂の基本的な視点

- 「本宮市自主的財政健全化計画」の基本的な考え方は継承することとしました。
- 「本宮市第1次総合計画」の策定に伴い、整合性を図ることとしました。総合計画において主要事業と位置づけられた事業の事業費は、本計画に含まれていません。
- 平成19年度の決算額、平成20年度の決算見込額を勘案し、計数を見直すこととしました。
- 工業等団地借入金に係る金利の確定に伴い、計数を見直すこととしました。
- 経済成長率の鈍化を勘案し、税收等の伸びを見直すこととしました。
- 大規模な普通建設事業など、新たな行政需要を見込み、また、事業規模、実施時期を見直すこととしました。

(3) 計画期間

当初の計画通り、3ヵ年ごとの見直しを行うローリング方式を基本とします。ただし、本宮市総合計画の策定と合わせ平成20年度に全体的な見直しを実施しました。また、工業等団地借入金の償還計画※を見据えて本計画の計画期間は次のとおりとします。

なお、計画期間のうち、平成23年度までの期間については、本宮小学校建設事業や菅田橋架け替え事業等の大規模な建設事業の実施による財政負担が大きくなる期間のため、特に重点取組期間と位置づけます。

全体計画期間 : 平成19年度～平成32年度(14年間)

(第1次改訂版による計画期間:平成21年度～平成32年度)

重点取組期間 : 平成19年度～平成23年度(5年間)

《ローリング・スケジュール》

区分	年度	重点取組期間					H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		H19	H20	H21	H22	H23									
第1次 ローリング	実施年度		○												
	計画期間			←										→	
第2次 ローリング	実施年度					○									
	計画期間						←							→	
第3次 ローリング	実施年度							○							
	計画期間								←					→	
第4次 ローリング	実施年度										○				
	計画期間											←		→	

※ 工業等団地借入金の償還計画：県土地開発公社（金融機関分）からの借入金のうち、県からの支援金による30億円を返済した残りの分は、平成32年度までに完済予定です。また、県から支援を受けた30億円については、平成33年度以降44年度までに償還することとなります。

2. 財政健全化計画の重点目標

本計画では、次の3項目の実現を重点目標とします。

- 住民サービスの維持向上と産業の振興
- 借入金の適正額までの早期低減
- 「基本計画事業」等の計画的実施

(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興

高齢者対策や子育て支援などの住民サービスの維持向上と農業・商工業の振興を図ります。

住民サービス向上のために、平成20年度から新規に実施、または拡充された次の事業については、今後も継続します。

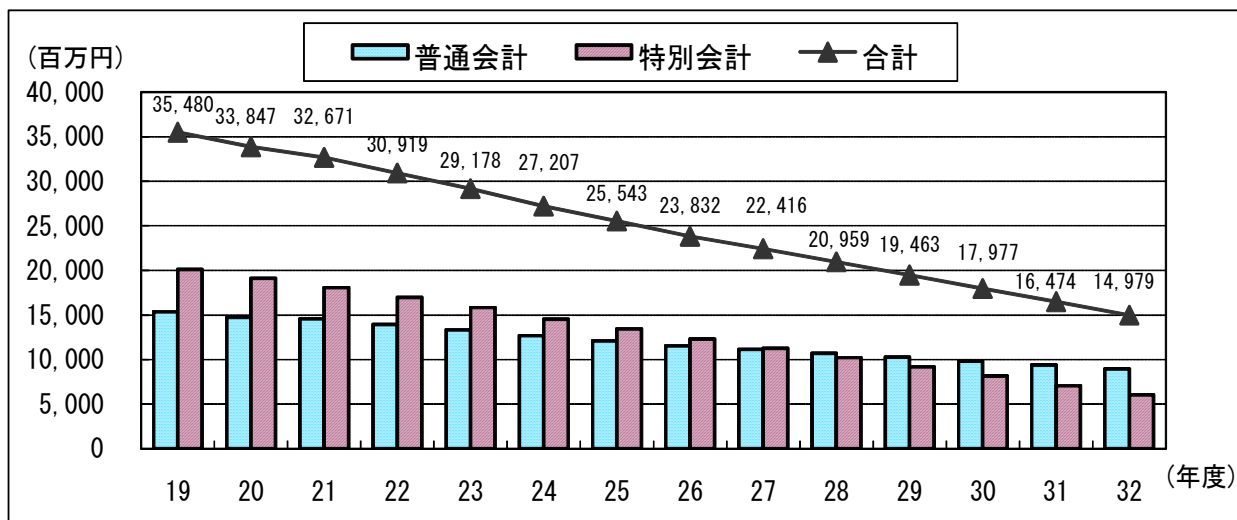
《主な内容》

分野	実施内容
子育て支援	子育て支援活動助成事業 【頑張る市民応援事業】
	放課後児童健全育成事業の拡充
	延長保育事業の拡充
	妊産婦健康管理事業の拡充
	つどいの広場事業
	予防接種事業の拡充
	スクールソーシャルワーカー活用事業
	放課後子ども教室推進事業の拡充
高齢者福祉	ふれあいプラザ等入浴料の軽減
	高齢者健康診査の公費負担
産業振興	農業振興事業交付金事業 【頑張る市民応援事業】
	農地・水・環境保全向上対策負担金事業
	商工振興事業支援交付金事業の拡充 【頑張る市民応援事業】

(2) 借入金の適正額までの早期低減

本市の借入金は、平成20年度末で約338億円となる見込ですが、平成21年度以降も計画的な償還を図るとともに、新たな起債は必要最小限に抑え、緊急不可欠な事業実施が生じた場合を除き平成32年度までには、約150億円に低減することとします。

《地方債※1・債務負担行為※2残高の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計	普通会計	15,358	14,716	14,574	13,940	13,339	12,678	12,083
	地方債現在高	13,677	13,357	13,498	13,104	12,720	12,240	11,808
	債務負担行為額	1,681	1,359	1,076	836	619	438	275
特別会計	特別会計	20,122	19,131	18,097	16,979	15,839	14,529	13,460
	地方債現在高	10,629	10,269	9,866	9,517	9,146	8,751	8,436
	債務負担行為額	9,493	8,862	8,231	7,462	6,693	5,778	5,024
合計	合計	35,480	33,847	32,671	30,919	29,178	27,207	25,543
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計	普通会計	11,542	11,145	10,720	10,266	9,838	9,394	8,956
	地方債現在高	11,339	10,995	10,608	10,189	9,792	9,371	8,945
	債務負担行為額	203	150	172	77	46	23	11
特別会計	特別会計	12,290	11,271	10,239	9,197	8,139	7,080	6,023
	地方債現在高	8,020	7,605	7,177	6,739	6,285	5,830	5,372
	債務負担行為額	4,270	3,666	3,062	2,458	1,854	1,250	651
合計	合計	23,832	22,416	20,959	19,463	17,977	16,474	14,979

- ・平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。
- ・上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。
- ・表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 地方債：市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。また、地方債を起こすことを起債という。

※2 債務負担行為：履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。

(3) 「基本計画事業」等の計画的実施

合併協議の中で基本計画事業または構想事業に位置づけられた事業、さらには新規の普通建設事業等については、事業費の適正化・平準化の観点から検討を加え、計画的に実施します。

現在事業に着手している、または実施が予定されている主な事業は、次のとおりです。

《主な事業と内容》

[単位：百万円]

分野	事務事業		実施期間 上段：当初計画 下段：改訂計画	総事業費 (予定額) 上段：当初計画 下段：改訂計画
	事業名	事業内容		
道路・橋梁、河川関係				
	市道堀切・赤坂線整備事業	名郷橋架け替え L=498m C=5.5(9.25)m	(H17~23)	(728)
			H17~23	740
	「安達太良ドリームライン」整備事業	幹線道路の整備(大山・松沢線) L=780m W=6(10.0)m 改良舗装工事・橋梁整備1箇所	(H16~27)	(614)
			H16~28	614
	橋梁整備事業(菅田橋) (二本松市との共同事業)	菅田橋整備 除石・江口線 L=150m W=6(10.0)m 下部工(橋台2基 橋脚2基) 上部工(一式) 取付道路 L=460m	(H14~24)	(836)
			H14~24	837
	都市再生整備事業 (まちづくり交付金事業)	道路整備・地域生活基盤施設・高次都市施設整備事業	(H19~23)	(1,028)
			H19~23	1,028
	生活道路整備事業	一般市道の整備 白沢地区 33路線 L=11,500m 本宮地区 56路線 L=10,778m	(H19~32)	(408)
			H19~32	740
	【新規】 阿武隈川本築堤関連まちづくり交付金事業	道路改良事業 街路灯・ベンチ整備事業 公園・ポケットパーク整備事業	-	-
			H24~31	343
	【新規】 道路台帳統合事業	H21：路線の見直し、本宮地区農道認定 H22：道路台帳図面統合、調書統合、道路網検索システム設定、道路管理システム費	-	-
			H21~22	20

分野	事務事業		実施期間 上段：当初計画 下段：改訂計画	総事業費 (予定額) 上段：当初計画 下段：改訂計画
	事業名	事業内容		
農業関係				
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	花実の里「福舞里」プラン実現のため農業振興及び地域の活性化を目指す事業 畑地3団地、基盤整備事業	(H18~25)	(111)
			H18~25	103
	経営体育成基盤整備事業	長屋地区換地 H20：換地登記委託 H21：補完工事	(H16~20)	(24)
H16~21			24	
【新規】 老朽ため池整備事業（岩根大池）	H20：県単調査設計事業 H21：事業採択申請 H22：堤体改修工事（～24）	-	-	
		H20~24	155	
教育施設関係				
	本宮小学校改築・大規模改造事業	H19：第2校舎耐震補強大規模改造工事 H20：第1校舎解体、新校舎建設 H21：新校舎建設 H22：第3校舎解体、外構工事	(H18~22)	(1,385)
			H18~22	1,245
	岩根小学校増築・耐震補強事業	岩根小学校の児童数急増に対応するための校舎増築工事 H20：普通教室6クラス増設、駐車場整備 【構造】鉄筋コンクリート造2階建 H21：耐震補強工事	(H19~21)	(297)
			H19~21	440
	公立学校等施設修繕事業	市内の公立学校施設、小・中学校、保育所、幼稚園のうち、建築から年数が多く経過し老朽化が目立つ施設について、安全性を重視しながら計画的に施設の修繕を図る。	(H18~32)	(229)
			H18~32	273
	公立学校等施設耐震化事業	市内の公立学校等施設で、昭和56年以前に建築された2階建て以上、もしくは1棟の面積が200㎡以上のすべての施設について耐震診断を行い、その結果に基づき耐震化を図る。	(H23~30)	(365)
			H20~31	670

分野	事務事業		実施期間 上段：当初計画 下段：改訂計画	総事業費 (予定額) 上段：当初計画 下段：改訂計画
	事業名	事業内容		
公共施設関係				
	複合施設整備事業	県立本宮診療所廃止に伴う代替施設（複合施設）の建設 【機能構成】健康増進・高齢者多世帯交流・子育て支援	(H19~21) H19~21	(800) 800
	白沢総合支所建設事業	産業センター跡地を利用した支所建設	(H20~21) H19~21	(288) 288
消防施設事業				
	防災行政無線のデジタル化事業	電波法の改正に伴い、現在使用している行政無線がアナログからデジタル化されるための基地局、固定局並びに移動局の更新と現行の2波から1波へ統合する。	(H23~28) H22~28	(400) 194
	消防ポンプ車整備事業	消防ポンプ自動車並びに小型ポンプ積載車について、取得後20年経過した車両を更新し有事に備える。	(H19~30) H19~31	(203) 217
	消防屯所建設事業	消防ポンプ自動車の更新に伴い、作業エリアの確保と車両サイズに適合した大きさの屯所に建替える。	(H23~27) H23~27	(110) 84
計画策定事業等				
	【新規】 国土利用計画策定事業	国土利用計画の策定	- H23~24	- 4
	【新規】 農業振興地域整備計画策定事業	農業振興地域整備計画の策定	- H23~25	- 10
	【新規】 都市計画マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランの策定	- H23~25	- 20

3. 財政健全化のための具体的な取り組み内容

本計画を達成するため、具体的目標を定めながら様々な歳入増及び歳出削減対策に取り組めますが、以下の項目については特に重点的に取り組めます。

(1) 歳入の部

① 税収の確保

市税は、市の収入の柱ですが、収納率が低下してきており、自主財源の確保の観点からも収納率の向上が必要となっています。そのため、市では収納率向上のため市税等滞納整理対策推進本部を設置し、市税収入等の確保に努めます。

市税等の収納体制の機能（県との連携、滞納処分）の強化をし、増収を図ります。

② 遊休市有財産の処分

市が所有する遊休財産（土地・建物）のうち将来の利用計画がないものについては、適正に処分を行います。

また、利用計画があるものについても、計画実施までの間、一時利用や一時貸付などの暫定的な有効活用を努めます。

平成21年度においては、売却目標を1,000万円とします。

③ その他の収入の確保

使用料や手数料などの受益者負担については、経費の節減に努めるとともに、行政サービスの公平性の確保の観点から、受益とコストのバランス、他自治体や民間との均衡なども考慮した適正化を図るため、今後の本市における受益者負担について、そのあり方を示すとともに、使用料や手数料などの見直しを進めます。

また、市税の収納率向上と並行し、公平・公正の原則に照らし、収入増を図ります。

(2) 歳出の部

① 人件費の抑制

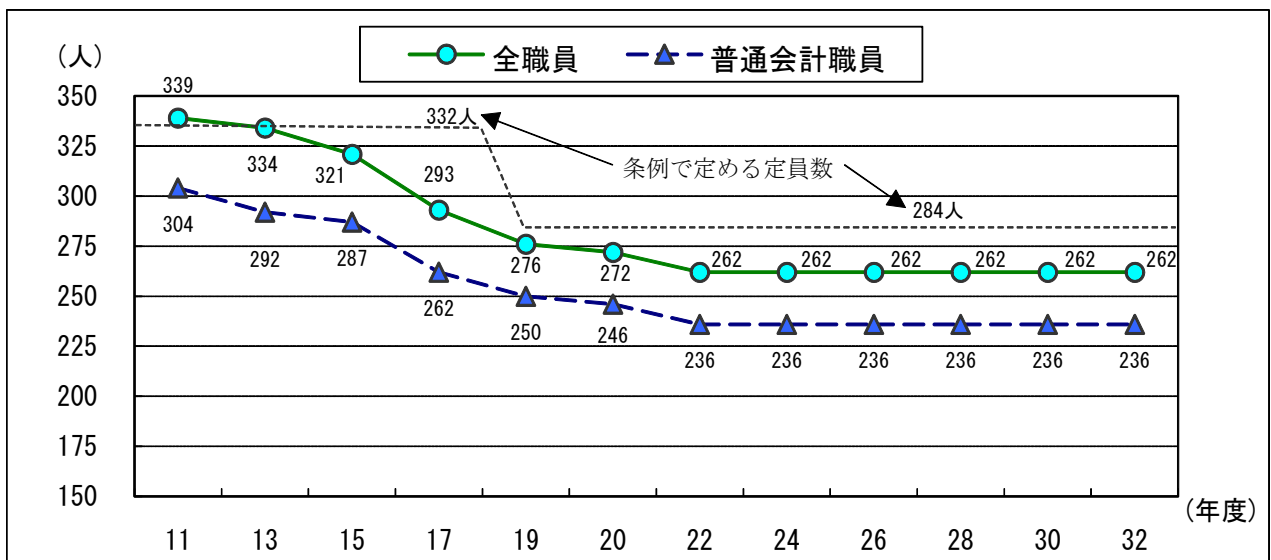
職員の給与や各種手当である人件費については、職員数に大きく影響されま
す。

平成19年4月1日現在の本宮市の普通会計の職員数は250人ですが、平成
18年実施の調査（平成18年4月1日現在）による類似団体※1の職員数305
人と比較すると55人の減員となっています。

平成20年度においては、定員適正化計画を定めて事務・事業の整理、簡素
で合理的な組織と職員の適正配置を進め、また、市民及び各種団体との連携、
協働の取り組みを図りさらなる職員数の抑制に努めます。

また、給与については、平成20年度から3年間にわたり、特別職給料及び
議員報酬の減額、管理職給料及び手当の減額を実施することにより年額約
2,800万円の削減を図ります。

《職員数の推移》



[単位：人]

区分 \ 年度	H11	H13	H15	H17	H19	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H32
全職員数	339	334	321	293	276	272	262	262	262	262	262	262
普通会計職員数	304	292	287	262	250	246	236	236	236	236	236	236

※1 類似団体：人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。

② 物件費の削減

施設の維持管理に伴う諸経費や、消耗品費、委託料、備品購入費といった経常的な物件費については、行政サービス水準を維持しながらも、さらなる効率化を図るとともに、事務の進め方についても職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費削減に努めます。

③ 事業の見直し

基本計画事業または構想事業に位置づけされた事業、さらには新規の普通建設事業については、サービスの低下につながらないよう配慮しながら、事業実施の時期や事業内容の見直しを行います。

(3) 特別会計※1の財政健全化

料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業についての経営健全化を図り、自立した経営の確立に努めます。

また、独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金※2の削減を図ります。

※1 特別会計：一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。

※2 基準外繰出金：地方公営事業等に対する繰出金のうち、例えば、公共下水道事業の雨水処理に係る経費などその会計の収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計で負担するものを基準内繰出金といい、それ以外の繰出金が基準外繰出金で、いわゆる赤字補てん的な繰出金。

4. 改訂後計画実施による財政の推移

本市では、平成20年3月に策定された、「本宮市自主的財政健全化計画」に基づき、財政健全化のため様々な施策を講じてきました。

本宮市の平成19年度の決算状況をみると、歳入においては当初計画の見込みより市税が7,000万円、地方交付税が2億1,000万円伸びたことなどにより、決算額は137億4,700万円となっており、歳出は計画よりも1億9,000万円減額の133億2,800万円となりました。その結果、形式収支は、4億1,000万円の黒字となり、財政調整基金への編入も可能となりました。

これら平成19年度の決算状況や平成20年度の決算見込みを勘案し、また、景気変動を考慮した上で収支の推移を再計算しました。

また、平成20年度策定の「本宮市第1次総合計画」において、主要事業に位置づけられている事業については、本計画においても事業費を見込むなど整合性を図っており、より実効性の高い計画となっています。

本市の財政指数は、借入金の計画的な償還と、新たな起債の抑制などにより徐々に良い方向に向かいます。特に、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する、「財政再建団体」及び「財政団体」を判断する指標の一つでもある「実質公債費比率」は、平成25年度において、起債許可団体ライン（18%）を下回る見込みです。

(1) 歳入の推移

歳入の中で市税については、平成21年度以降微増と見込んでいますが、地方交付税※1については今後合併による特例算定の終了により段階的に減額が見込まれます。また、建設事業等の抑制を図ることで地方債が減額されます。

《歳入》

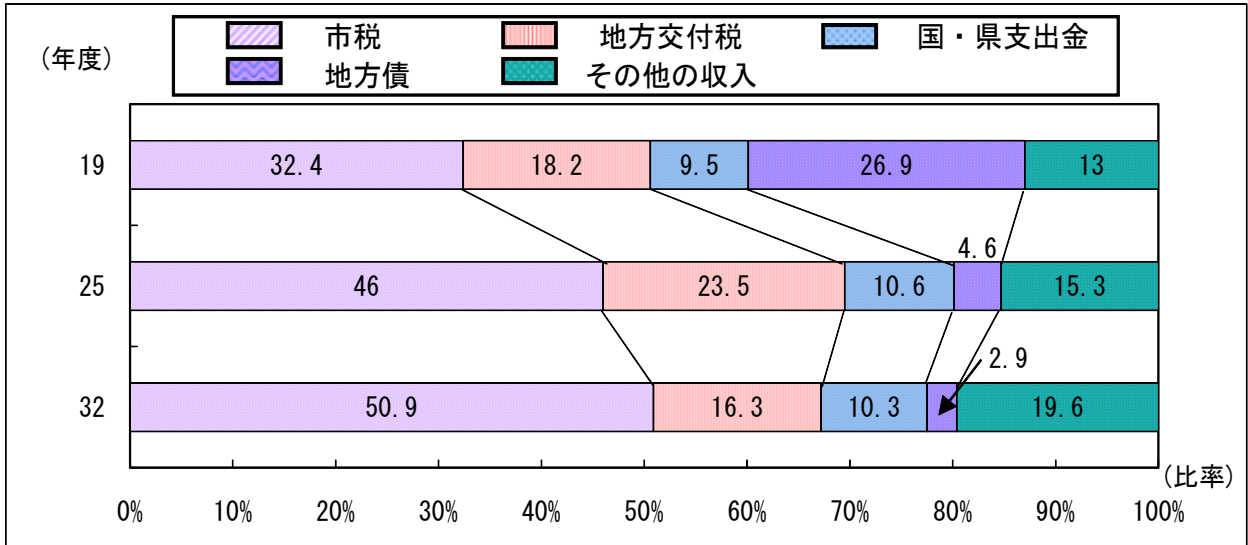
[単位：百万円]

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税	4,459	4,350	4,367	4,377	4,378	4,378	4,379
地方譲与税	242	237	237	237	237	237	237
各種交付金	456	473	473	473	473	473	473
地方交付税	2,498	2,483	2,501	2,483	2,411	2,292	2,239
分担金及び負担金	171	176	176	176	176	176	176
使用料及び手数料	144	139	146	139	136	136	136
国・県支出金	1,308	1,794	1,633	1,704	1,314	1,049	1,013
財産・寄付金・諸収入	221	265	260	201	201	201	201
繰入金	362	697	924	476	304	423	227
繰越金	193	199	46	0	0	0	0
地方債	3,694	984	1,245	568	572	424	436
計	13,747	11,796	12,007	10,832	10,201	9,790	9,517
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市税	4,380	4,381	4,378	4,375	4,372	4,369	4,366
地方譲与税	237	237	237	237	237	237	237
各種交付金	473	473	473	473	473	473	473
地方交付税	2,202	2,114	2,016	1,865	1,710	1,568	1,400
分担金及び負担金	176	176	176	176	176	176	176
使用料及び手数料	136	136	136	136	136	136	136
国・県支出金	982	968	930	889	905	885	883
財産・寄付金・諸収入	201	201	201	201	201	201	201
繰入金	151	150	149	148	148	317	453
繰越金	0	22	30	57	69	25	0
地方債	416	436	353	302	308	283	249
計	9,354	9,294	9,079	8,858	8,734	8,670	8,574

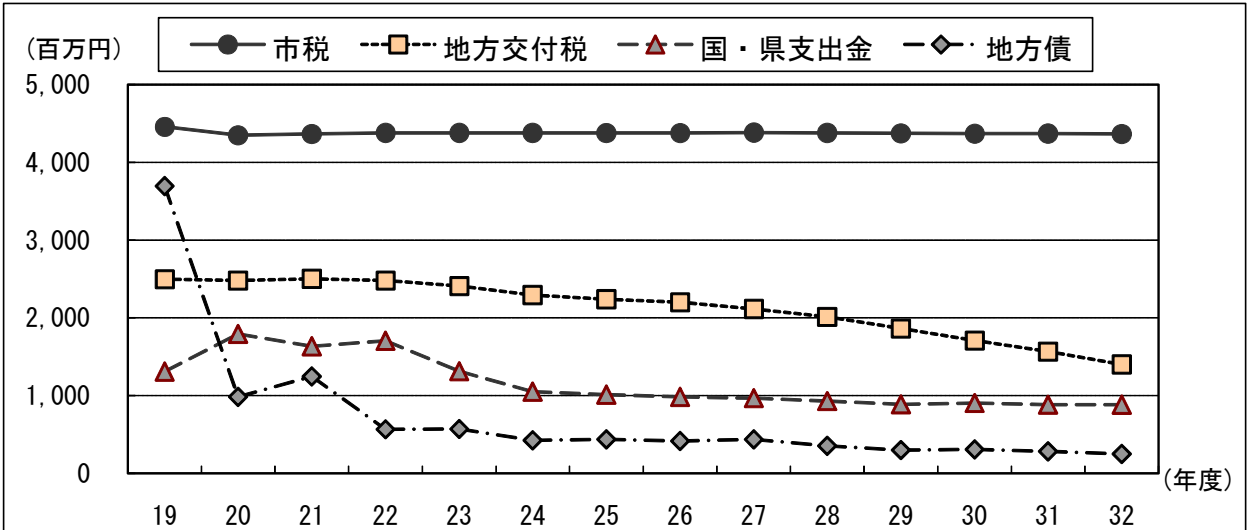
- ・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 地方交付税：地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常の自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。

《歳入の構成比の推移》



《主な歳入の推移》



(2) 歳出の推移

歳出の中で人件費については、計画的に人員削減を図ることで減額が見込まれます。また、公債費※1及び投資的経費※2についても、計画的に事業を実施することで減額する見込みです。

《歳出》

[単位：百万円]

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	2,308	2,308	2,248	2,174	2,165	2,153	2,134
物件費	1,181	1,154	1,335	1,178	1,171	1,171	1,172
維持補修費	42	57	56	56	56	56	56
扶助費※3	812	775	816	811	807	803	799
補助費等	1,708	1,955	2,056	2,267	2,130	2,126	2,135
公債費	1,618	1,531	1,313	1,164	1,152	1,095	1,051
積立金※4	208	307	375	271	55	65	65
投資及び出資金・貸付金	3,262	89	87	87	87	87	87
繰出金	1,118	1,570	1,517	1,438	1,426	1,553	1,393
投資的経費	1,071	1,958	2,204	1,385	1,151	682	625
計	13,328	11,704	12,007	10,832	10,201	9,790	9,517
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	2,102	2,082	2,043	1,990	1,955	1,923	1,918
物件費	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
維持補修費	56	56	56	56	56	56	56
扶助費	795	790	788	785	782	780	777
補助費等	2,136	2,132	2,069	2,056	2,066	2,081	2,045
公債費	1,062	949	906	880	858	850	815
積立金	75	75	75	55	25	25	25
投資及び出資金・貸付金	87	87	87	87	87	87	87
繰出金	1,388	1,392	1,390	1,386	1,391	1,398	1,390
投資的経費	448	511	391	265	303	309	312
計	9,309	9,235	8,964	8,721	8,684	8,670	8,574

- ・平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。
- ・表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

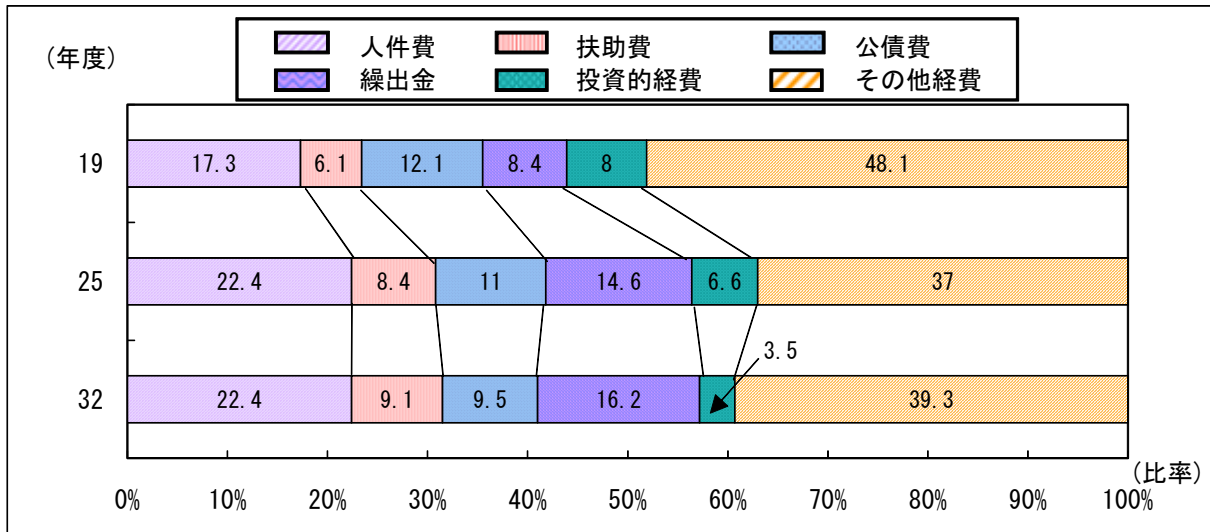
※1 公債費：市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。

※2 投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。

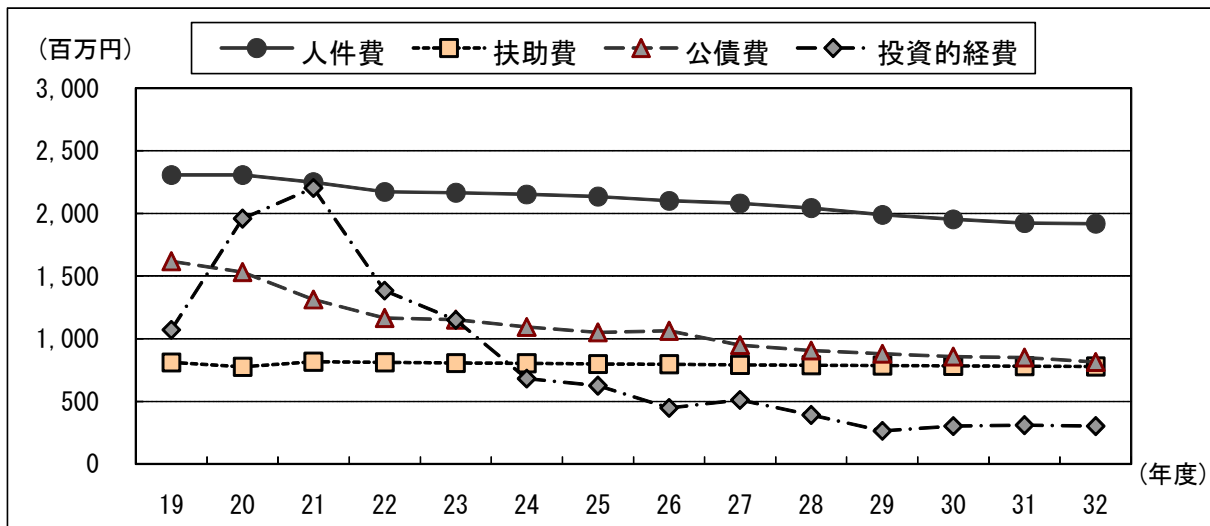
※3 扶助費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金など。

※4 積立金：計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。

《歳出の構成比の推移》



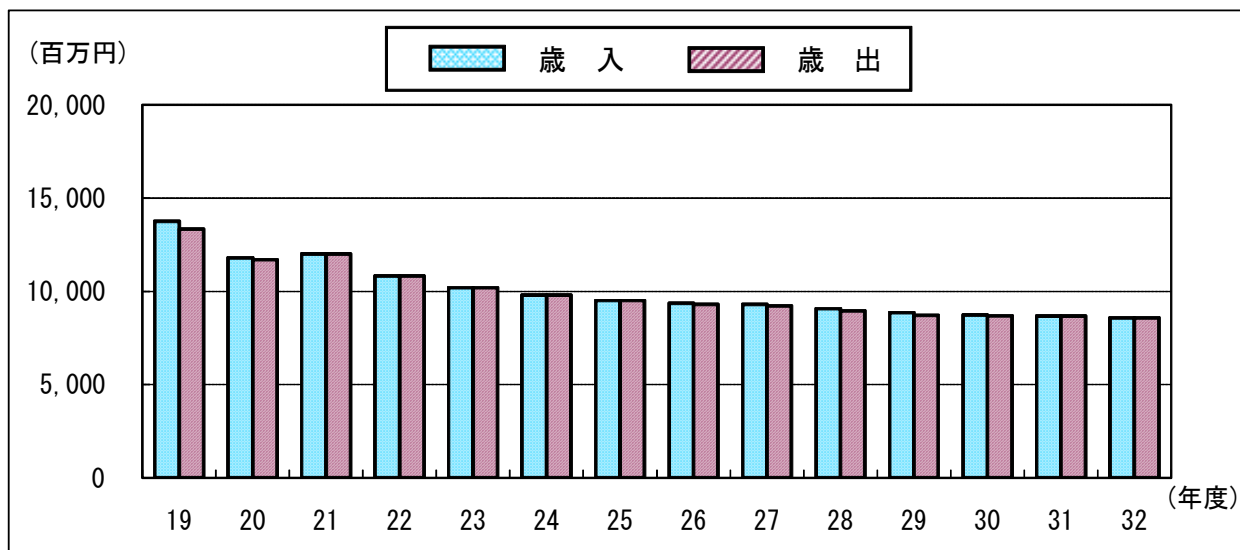
《主な歳出の推移》



(3) 形式収支※1の推移

人件費や公債費の段階的な減額が見込まれるものの、大型建設事業実施や工業用地造成事業特別会計をはじめとする各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成21年から25年までは財政調整基金※2を取り崩しての財政運営となることが見込まれ、形式収支は0で推移します。平成26年度以降は、各種健全化対策の実施により決算剰余金が生じ、形式収支はプラスになることが見込まれ、財政調整基金への編入(積立)が可能となります。

《歳入・歳出の推移》



[単位：百万円]

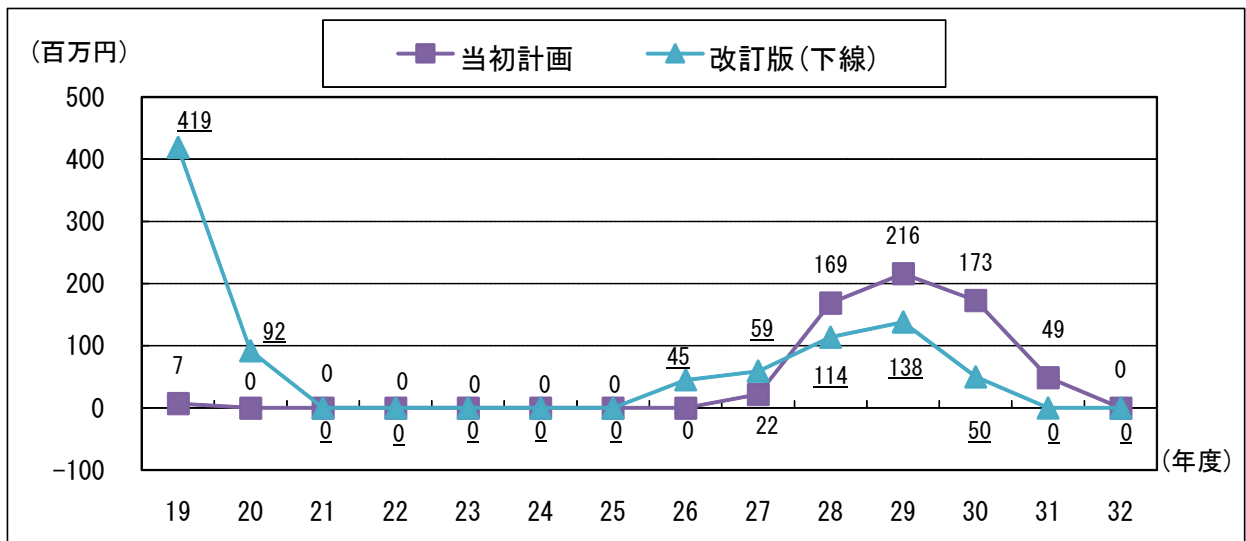
区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入		13,747	11,796	12,007	10,832	10,201	9,790	9,517
歳出		13,328	11,704	12,007	10,832	10,201	9,790	9,517
形式収支		419	92	0	0	0	0	0
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入		9,354	9,294	9,079	8,858	8,734	8,670	8,574
歳出		9,309	9,235	8,964	8,721	8,684	8,670	8,574
形式収支		45	59	114	138	50	0	0

- ・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

※1 形式収支：決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。

※2 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。

《形式収支の推移》

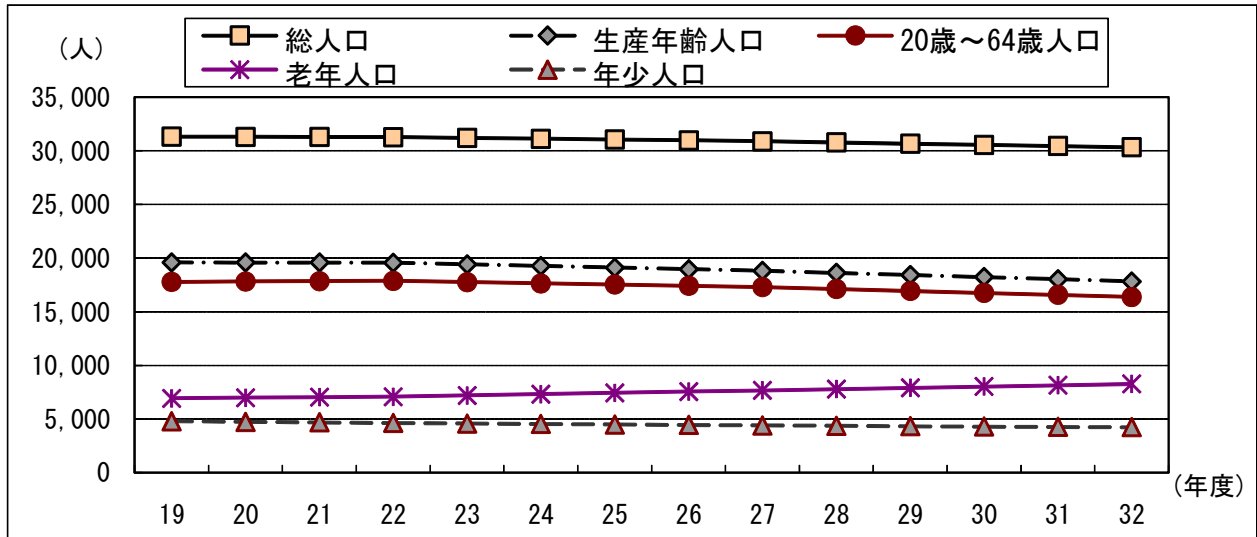


(4) 推計の試算条件

健全化計画においては、詳細な計画額を組み入れる際に、その項目によっては推計によらなければ算出できないものもあることから、下記の歳入歳出の項目については、その推計の試算条件を設定して推計しています。

平成19年度は決算額とし、平成20年度は決算見込み額を基準としています。また、その際に用いた人口の推計は、次のとおりです。

《人口の推計》



[単位：人]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総人口		31,331	31,318	31,300	31,283	31,207	31,131	31,058
年少人口		4,791	4,738	4,683	4,629	4,583	4,537	4,491
生産年齢人口		19,605	19,595	19,585	19,574	19,426	19,276	19,129
老年人口		6,935	6,985	7,032	7,080	7,198	7,318	7,438
20~64歳人口		17,790	17,821	17,853	17,884	17,768	17,650	17,535
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口		30,976	30,896	30,786	30,673	30,569	30,455	30,335
年少人口		4,444	4,396	4,364	4,332	4,302	4,270	4,237
生産年齢人口		18,976	18,827	18,630	18,432	18,237	18,039	17,835
老年人口		7,556	7,673	7,792	7,909	8,030	8,146	8,263
20~64歳人口		17,414	17,297	17,116	16,934	16,755	16,573	16,385

・ 人口推計は、平成17年（2005年）国勢調査の確定数値を基準に、コーホート変化率法を用い過去10年間の人口変動から推計しました。

・ 年少人口：0～14歳の年少人口、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

・歳入推計の試算条件

項 目		内 容
市税	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。 ・個人市民税には、人口推計による生産年齢人口の推移を反映させて推計しています。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地分は、平成20年度決算見込額を基準としています。 ・家屋および償却資産分は、過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度決算見込額を基準としています。
地方交付税	普通交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の合併算定替えによる算出額を基準に、ルール算定が可能な部分はルール算定とし、それ以外の部分は、毎年1%の減額を見込んでいます。
	特別交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度決算見込額を基準とし、毎年1%の減額を見込んでいます。
地方譲与税 各種交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 その他の歳入		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度決算見込額を基準としています。
国・県支出金		<ul style="list-style-type: none"> ・児童保護費負担金は、人口推計による年少人口の推移を反映させて見込んでいます。 ・普通建設事業の計画事業分は、その予定額を見込んでいます。 ・上記以外のものは、平成20年度決算見込額を基準としています。
繰入金		<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的基金の繰入金は、これを財源とする事業の実施年度に繰入金として見込んでいます。 ・歳入歳出の収支推計において財源不足となった場合には、財政調整基金の繰入を見込んでいます。
繰越金		<ul style="list-style-type: none"> ・各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっており、その残額を翌年度へ繰越します。
地方債		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の地方債は、各年度においての計画事業の起債予定額を見込んでいます。

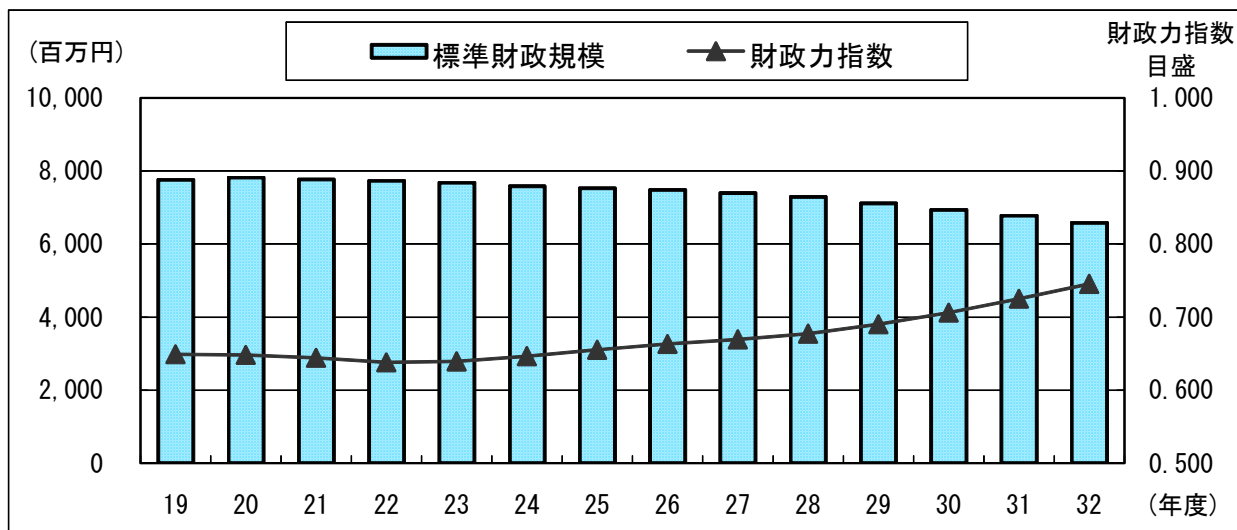
・歳出推計の試算条件

項 目	内 容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にかかる分は、人員配置計画により推計するとともに、議員報酬、特別職給料、管理職の給料及び手当は平成 22 年度までの削減額を見込んでいます。 ・その他の委員分は、平成 20 年度決算見込額を基準としています。
物件費 維持補修費 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度決算見込額を基準とし、平成 21 年度以降に予定される増減額について見込んでいます。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計による年齢 3 区分（年少 0～14 歳、生産 15～64 歳、老年 65 歳以上）別人口の推移を反映し見込んでいます。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既発行分は、各年度の償還予定額を見込んでいます。 ・平成 20 年度以降は、各年度の計画事業の起債分の償還予定額を推計し見込んでいます。
積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業に関する積立金は、その予定額を見込んでいます。 ・財政調整基金は、地方財政法に基づく歳計上剰余金の編入の方法によることとし、歳出の積立金としては見込まないものとします。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計への繰出金は、それぞれの収支計画により推計した額を見込んでいます。
普通建設事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での計画事業の予定額を見込んでいます。
その他の歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度決算見込額を基準としています。

(5) 標準財政規模と財政力指数の推移

地方交付税の減額に伴い標準財政規模※1も減少が見込まれます。一方、財政力指数※2については、地方交付税が減額することで上昇すると見込まれ、地方交付税に依存する割合が低くなる財政構造に向かいます。

《標準財政規模と財政力指数の推移》



[標準財政規模単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
標準財政規模		7,760	7,820	7,768	7,735	7,680	7,585	7,530	7,489	7,400	7,287
財政力指数		0.649	0.648	0.644	0.638	0.639	0.646	0.655	0.663	0.669	0.677
区分	年度	H29	H30	H31	H32						
標準財政規模		7,114	6,939	6,776	6,587						
財政力指数		0.690	0.706	0.725	0.745						

- ・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

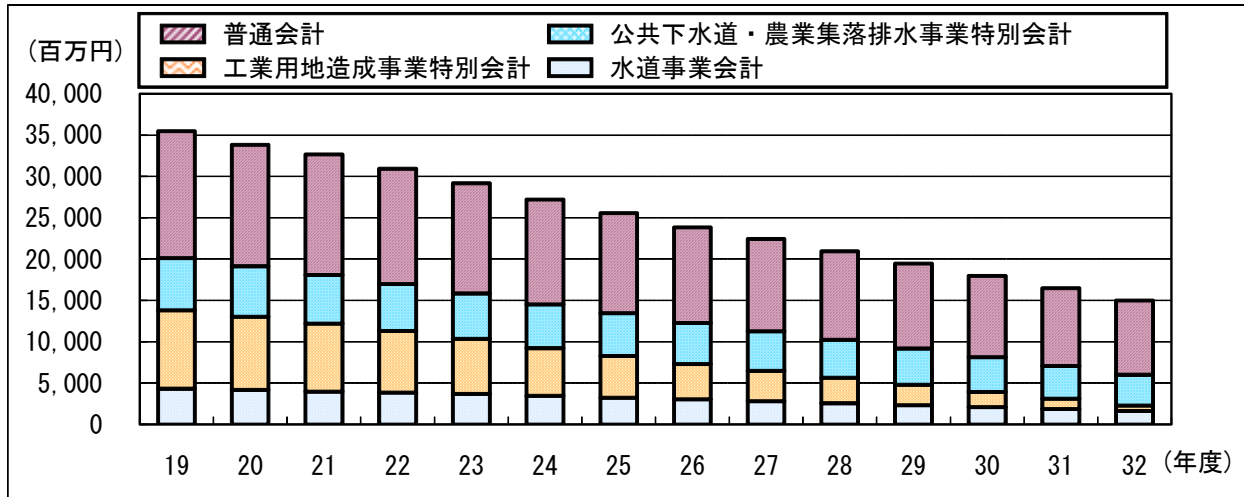
※1 標準財政規模：地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。

※2 財政力指数：普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

(6) 地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移

本市の借入金については計画的な償還を行っていくことで大きく減少します。特に普通会計及び工業用地造成事業特別会計においては、借入金の早期の低減が図られます。

《地方債・債務負担行為残高の推移（会計別）》

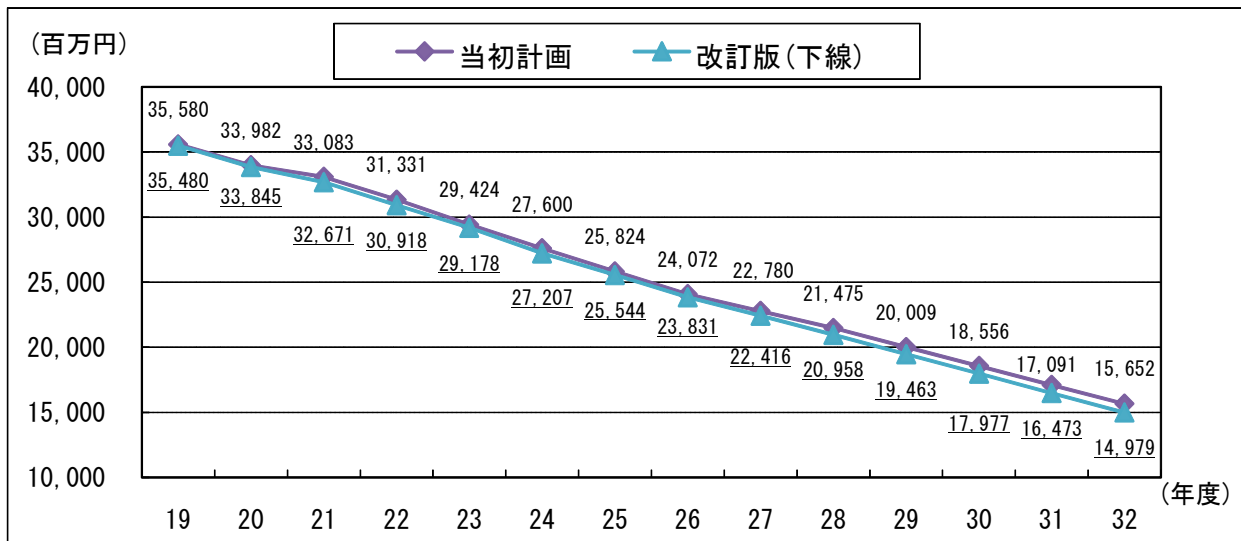


[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計		15,358	14,715	14,575	13,939	13,339	12,678	12,084
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		6,306	6,115	5,875	5,663	5,460	5,288	5,190
工業用地造成事業特別会計		9,493	8,862	8,231	7,462	6,693	5,778	5,024
水道事業会計		4,323	4,153	3,990	3,854	3,686	3,463	3,246
合計		35,480	33,845	32,671	30,918	29,178	27,207	25,544
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計		11,542	11,145	10,719	10,266	9,838	9,394	8,956
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		4,995	4,795	4,593	4,392	4,183	3,964	3,751
工業用地造成事業特別会計		4,270	3,666	3,062	2,458	1,854	1,250	651
水道事業会計		3,024	2,810	2,584	2,347	2,102	1,865	1,621
合計		23,831	22,416	20,958	19,463	17,977	16,473	14,979

- ・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。
- ・ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

《地方債・債務負担行為残高の推移（全会計合計）》

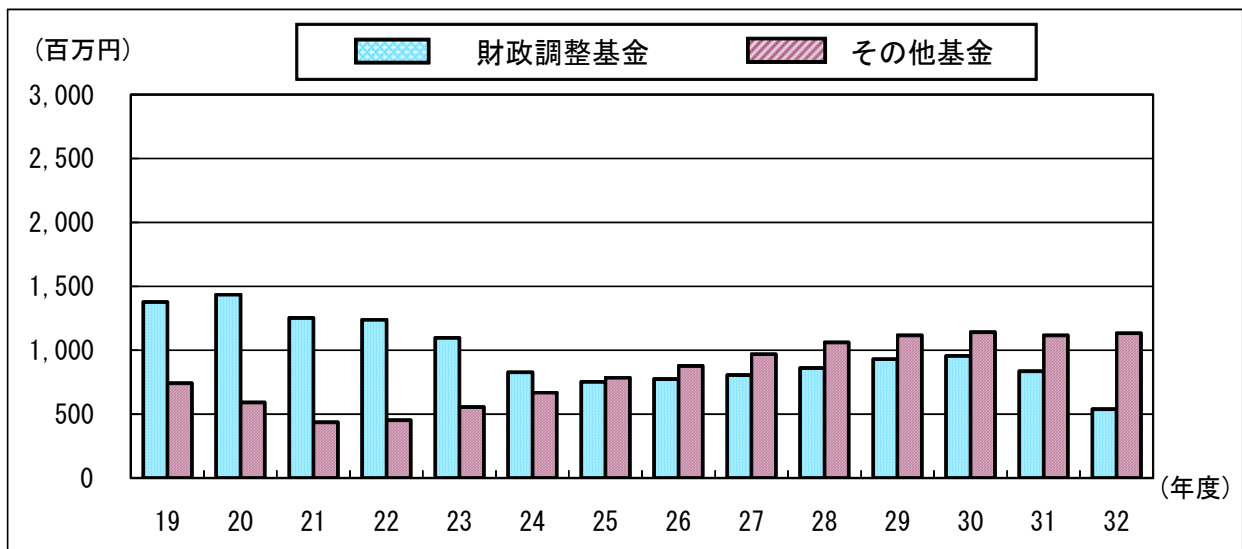


(7) 積立金（基金）残高の推移

平成21年度から平成25年度までは、大型建設事業実施や工業用地造成事業特別会計をはじめとする各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、財政調整基金を取り崩しての財政運営となることが見込まれます。平成26年度以降は、各種健全化対策の実施により決算上剰余金が生じることが見込まれることから、財政調整基金への編入（積立）が可能となります。

また、借入金の繰上償還財源とするため、緑化基金などから一時的に一般会計に繰替運用※1していましたが、一般会計から基金への戻し入れが進むことや、後年度の支出に備えた減債基金※2、教育施設整備事業準備基金等の積立を見込んでいることにより、その他基金の残高が増加していきます。

《積立金残高の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	1,377	1,436	1,252	1,239	1,098	829	754	776	806	863
その他基金	743	593	437	454	556	671	788	878	969	1,061
合計	2,120	2,029	1,689	1,693	1,654	1,500	1,542	1,654	1,775	1,924
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
財政調整基金	932	957	836	541						
その他基金	1,116	1,141	1,118	1,133						
合計	2,048	2,098	1,954	1,674						

- ・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

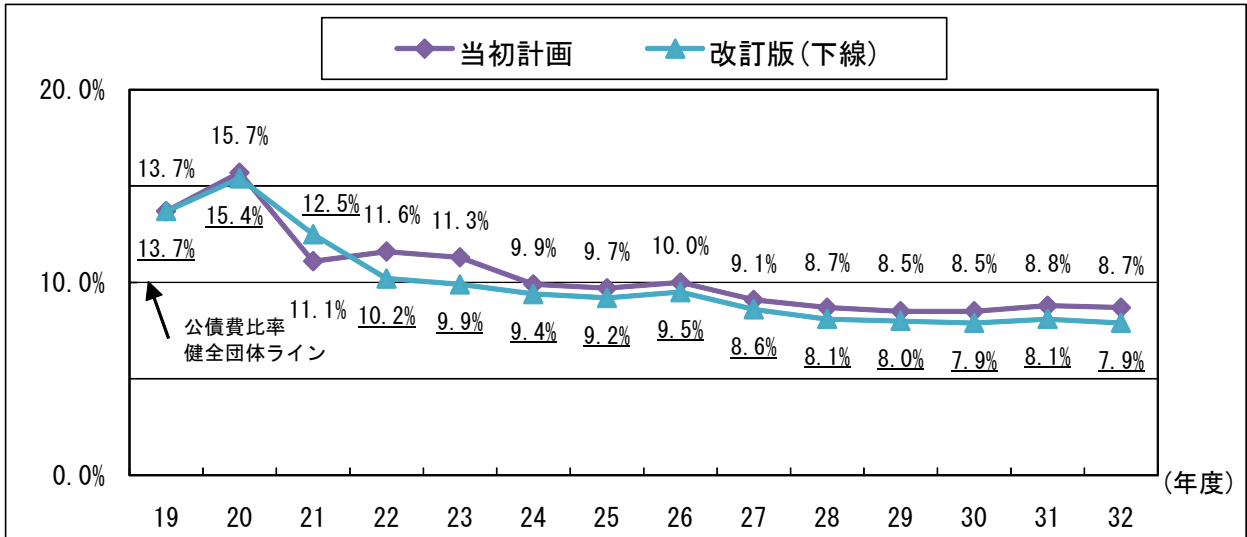
※1 繰替運用：一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。

※2 減債基金：債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。

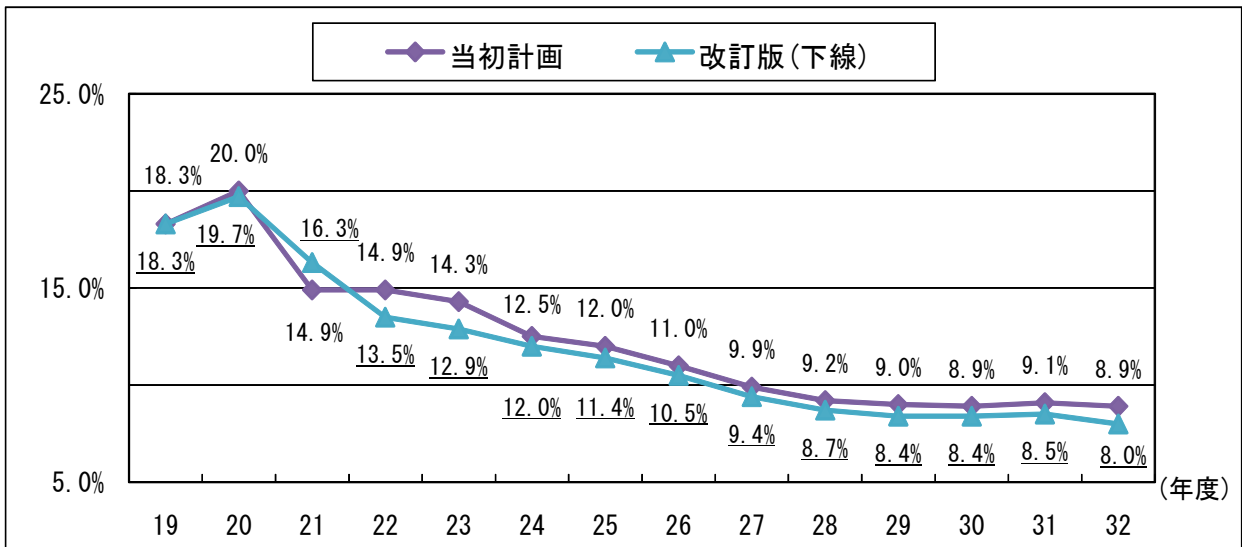
(8) 公債費比率※1と実質公債費比率※2の推移

借入金の計画的な償還を行っていくことで各指標の比率が下がり、財政の健全化に向かいます。

《公債費比率の推移》



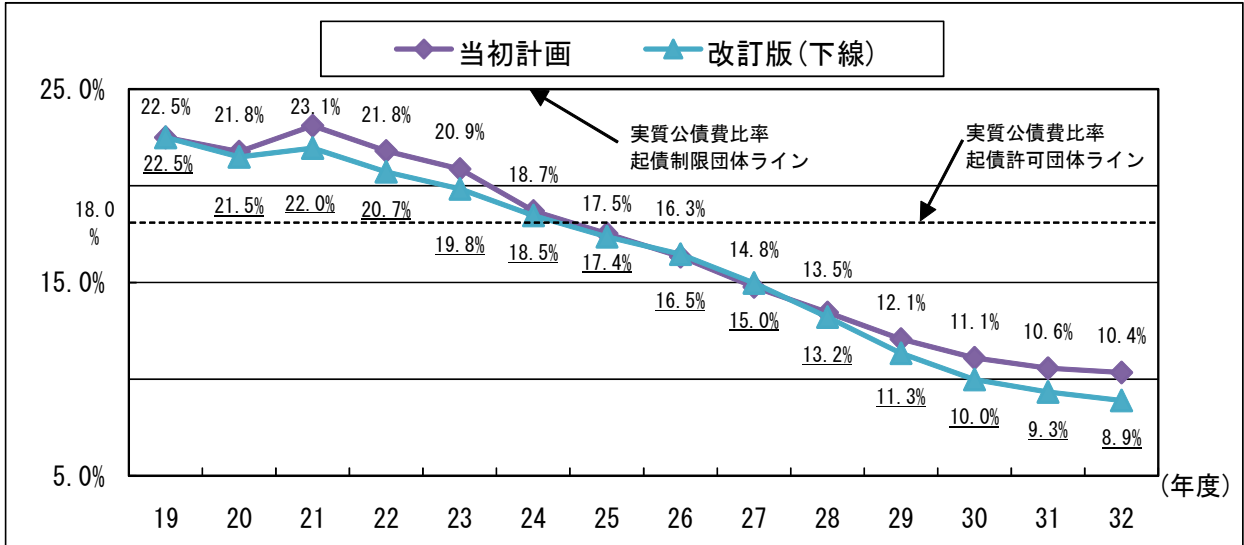
《債務負担行為を含む公債費比率の推移》



※1 公債費比率：市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。

※2 実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）

《実質公債費比率の推移》



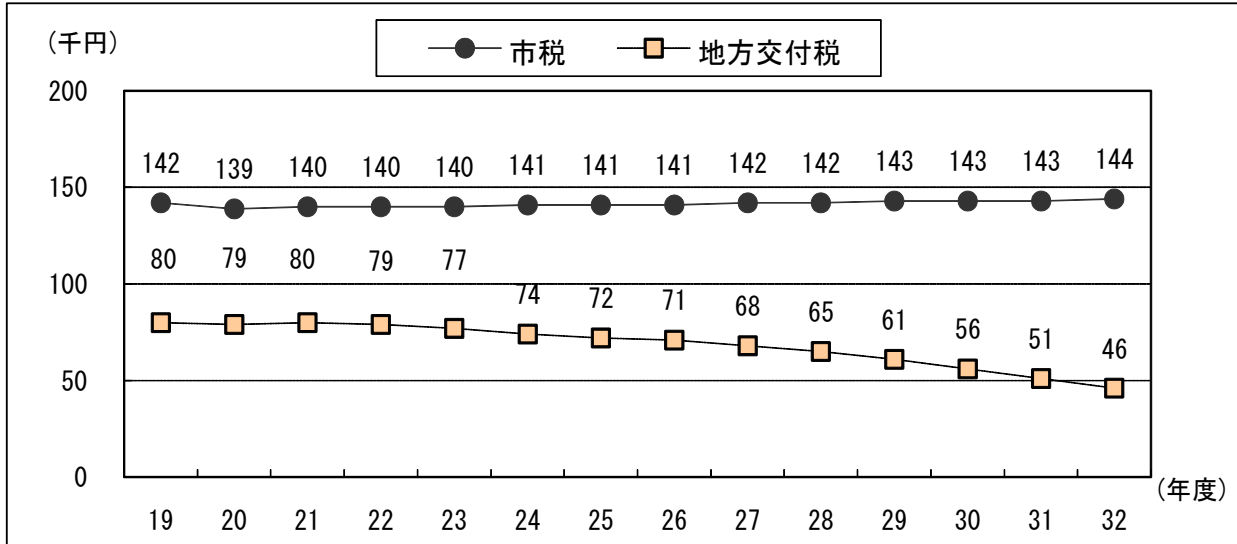
区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公債費比率	13.7%	15.4%	12.5%	10.2%	9.9%	9.4%	9.2%	9.5%	8.6%	8.1%
債務負担行為を含む公債費比率	18.3%	19.7%	16.3%	13.5%	12.9%	12.0%	11.4%	10.5%	9.4%	8.7%
実質公債費比率	22.5%	21.5%	22.0%	20.7%	19.8%	18.5%	17.4%	16.5%	15.0%	13.2%
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
公債費比率	8.0%	7.9%	8.1%	7.9%						
債務負担行為を含む公債費比率	8.4%	8.4%	8.5%	8.0%						
実質公債費比率	11.3%	10.0%	9.3%	8.9%						

・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

(9) 市民一人あたりの換算額の推移

健全化計画による推計値と平成18年度に実施した人口推計による総人口を用いて、市民一人あたりの換算額の推移を下記のとおり試算しました。

《市民一人あたりの主な歳入の推移》

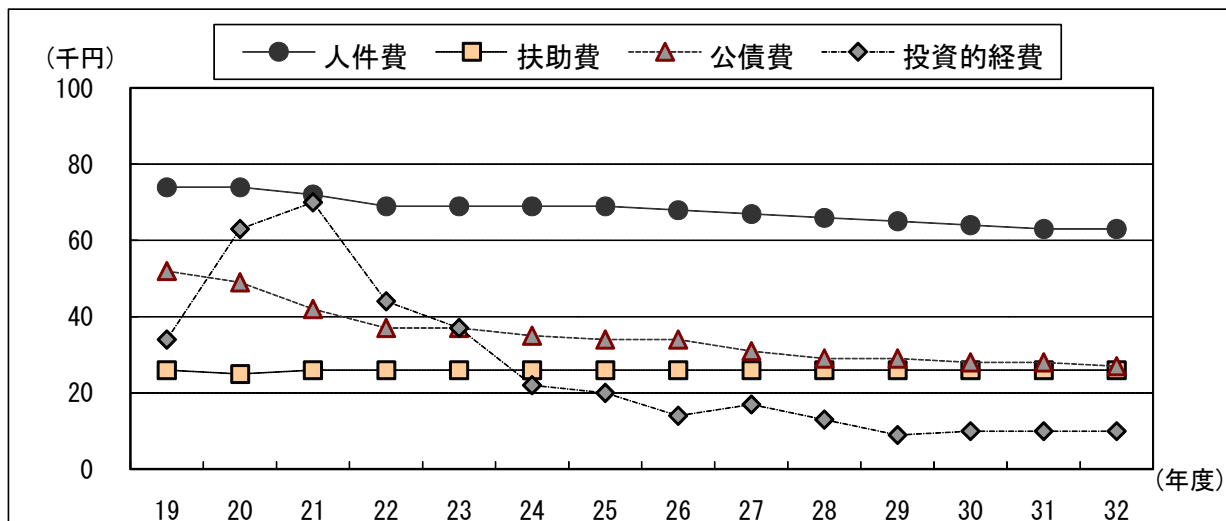


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税	142	139	140	140	140	141	141
地方交付税	80	79	80	79	77	74	72
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市税	141	142	142	143	143	143	144
地方交付税	71	68	65	61	56	51	46

・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの主な歳出の推移》

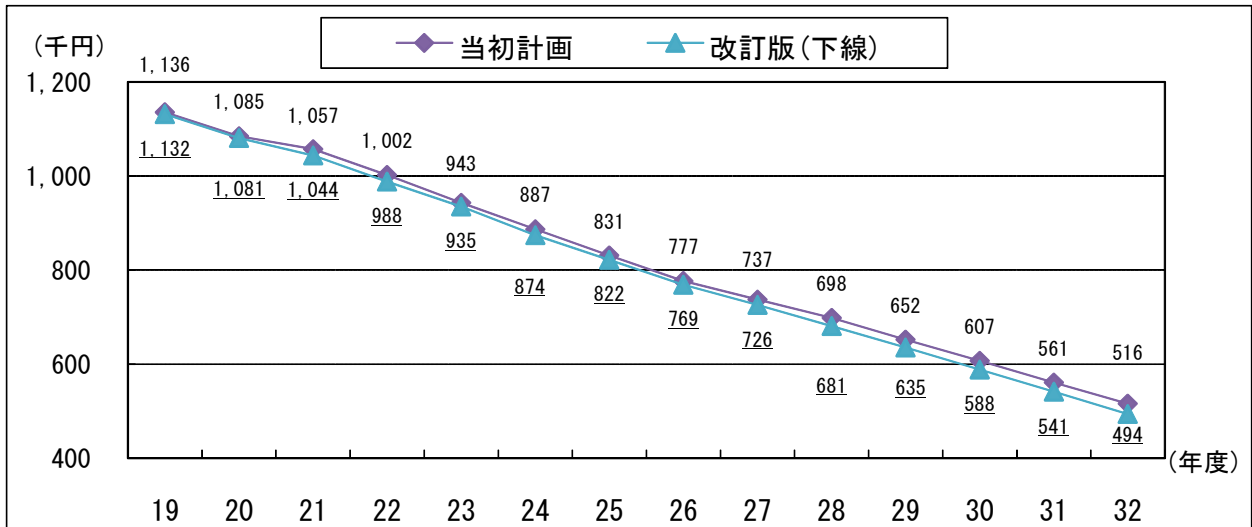


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	74	74	72	69	69	69	69
扶助費	26	25	26	26	26	26	26
公債費	52	49	42	37	37	35	34
投資的経費	34	63	70	44	37	22	20
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	68	67	66	65	64	63	63
扶助費	26	26	26	26	26	26	26
公債費	34	31	29	29	28	28	27
投資的経費	14	17	13	9	10	10	10

・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの借入金残高の推移》

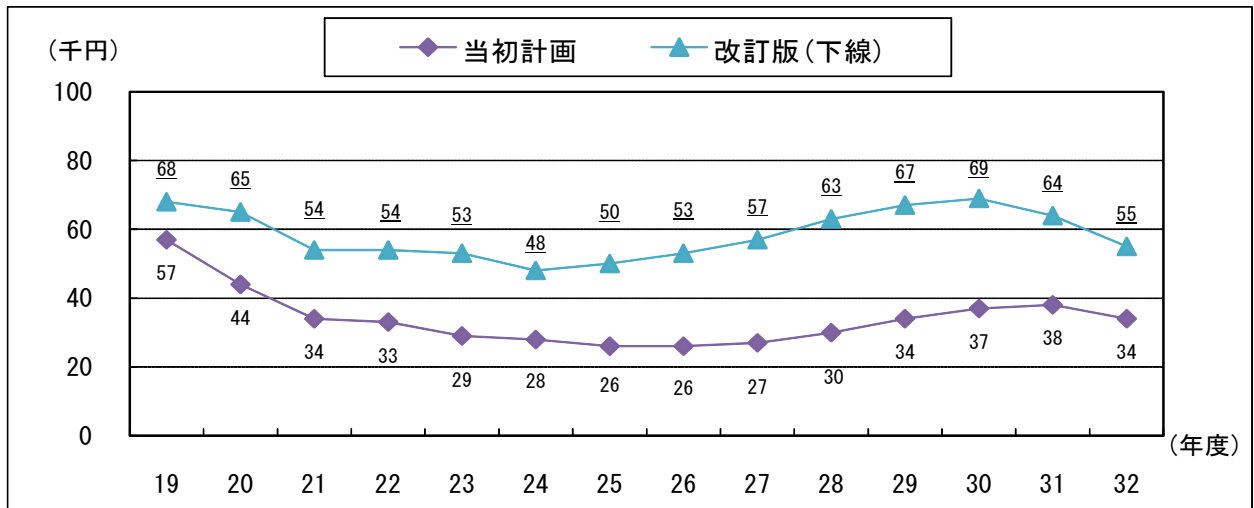


[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
借入金残高		1,132	1,081	1,044	988	935	874	822
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
借入金残高		769	726	681	635	588	541	494

・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの積立金（基金）残高の推移》



[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
積立金（基金）残高		68	65	54	54	53	48	50
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
積立金（基金）残高		53	57	63	67	69	64	55

・ 平成19年度は決算額、平成20年度以降は計画額としています。

(10) 財政健全化法における4指標の見通し

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、「財政再建団体」及び「財政再生団体」を判断する4つの指標が示され、本宮市の平成19年度決算においては、いずれの指標も基準を下回りました。

本計画を着実に実行することにより、今後も基準を超えないものと推定されます。

実質赤字比率（要健全化団体：13.81%以上）

毎年度の収入に占める普通会計赤字の割合を示す指標で、本宮市においては平成19年度決算において該当しませんでした。平成20年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

連結実質赤字比率（要健全化団体：18.81%以上）

毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標で、本宮市においては平成19年度において該当しませんでした。平成20年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

実質公債費比率（要健全化団体：25%以上 適正值：18%未満）

毎年度の収入などに占める公債費の割合を示す指標で、平成19年度の決算においては21.5%であり、財政健全化計画の策定が義務付けられる財政健全化団体には該当しませんでした。今後、徐々に比率は下がり平成25年度には適正值である18%未満になる見込みです。

将来負担比率（要健全化団体：350%以上）

毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標であり、平成19年度の決算においては240%であり、財政健全化団体には該当しておらず、将来的にも該当しない見込みです。

【用語一覧】

【あ】	
維持補修費	道路、公共施設などを管理(維持修繕)するために必要な経費。
一般会計	市町村の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計である。本来会計は単一で経理をするのが理想的だが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしている。
一般財源	市町村税や地方交付税のように、財源として使途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいう。
【か】	
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各市町村が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいう。
義務的経費	法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費。
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものである。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計へ資金を移す場合を「繰出」という。
繰替運用	一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。 【決算収支＝歳入－歳出】
減債基金	債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。
公債費	市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。
公債費比率	市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
国庫支出金・県支出金	特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のこと。
【さ】	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。
財政力指数	普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。
債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。
実質赤字比率	毎年度の収入に占める一般会計赤字の割合を示す指標。市町村の場合、財政規模に応じ 11.25～15%であれば早期健全化団体となり、20%以上であれば財政再生団体とされる。

実質収支	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す必要のある財源を控除した純剰余金。 【実質収支＝（歳入-歳出）-翌年度へ繰り越すべき財源】
実質単年度収支	単年度収支（当該年度のみの実質的な収入と支出との差額）に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）、赤字要素（財政調整基金取崩額）を加味したもの。 【実質単年度収支＝単年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額-財政調整基金取崩額】
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることになる。 また、新財政健全化法に基づく判断基準指標の一つでもあり、25%以上となると財政健全化団体、35%以上で財政再生団体と位置づけられ、それぞれ財政健全化、財政再生に向けた計画の策定が義務付けられる。
将来負担比率	毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標。市町村の場合、350%であれば早期健全化団体とされる。
人件費	市町村長や職員の給与、議員の報酬などの経費である。
【た】	
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、その団体の当該年度のみの実質的な収入と支出の差額（前年度までの収支の累積を考慮しないもの）を表すもの。 【単年度収支＝当該年度実質収支-前年度実質収支】
地方交付税	地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常の自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。
地方債	市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。
地方譲与税	国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市町村に対して譲与するものである。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。
地方税（市町村税）	租税のうち、市町村が課税権の主体であるもので、地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することができる。（市町村民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等）
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。
投資及び出資金・貸付金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費である。 このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当する。

投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。
特別会計	一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。
【は】	
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。 【市町村の場合：標準財政規模＝「基準財政収入額」－「譲与税等」×100/75 ＋「譲与税等」＋「普通交付税」】
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属する。
普通会計	一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計という。自治体によって異なるが主に一般会計が含まれる。
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独という。
物件費	市町村の経費のうち、消費的性質をもつ経費のことである。賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたる。
補助費等	市町村から民間などに対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。主なものとして、住民団体等への補助金、講師謝金等の報償費、保険料等の役務費などが該当する。
【ら】	
類似団体	人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。
臨時財政対策債	国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。
連結実質赤字比率	毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標。市町村の場合、財政規模に応じ 16.25～20%であれば早期健全化団体、30%以上であれば財政再生団体とされる。